

教育

令和5年二十歳のつどい
(旧成人式)

問 生涯学習課 ☎801-5682

時 令和5年1月8日⑥

【午前部】

長与中・高田中・
その他の卒業生対象

受付 10時30分 開式 11時

【午後部】

長与第二中・
その他の卒業生対象

受付 13時30分 開式 14時

所 長与町民文化ホール

対 平成14年4月2日～

平成15年4月1日生まれの方

他 町外に転出している方も参加することが
できます。

新型コロナウイルス感染状況により
変更、中止となることがあります。

放送大学4月入学生募集

問 放送大学長崎学習センター

☎813-1317

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・
自然科学など、300以上の授業科目が
あり、1科目から学ぶことができます。

幅広い世代の8万5千人以上の学生
が、大学卒業や学びの楽しみなど、様々
な目的で学んでいます。

第1回:令和5年2月28日⑩

第2回:令和5年3月14日⑩

他 資料請求は無料。お気軽にお問合せ
ください。

健康・福祉・介護

献血バスのお知らせ
-積極的なご参加を
お願いします-

問 健康保険課健康増進係 ☎801-5820

献血はたくさんの人々の善意によって
支えられ、皆さまの温かな心が多くの
尊い命を救っています。

時 令和5年1月5日⑩

9時～11時、12時30分～16時

所 役場正面玄関

飲食店・職場などの
原則屋内禁煙が
義務化されています

問 西彼保健所健康対策班 ☎856-5059

たばこを吸うことでがんや脳卒中、心
筋梗塞などを引き起こすリスクが高ま
りますが、受動喫煙にさらされる人へも健
康被害をもたらします。国内では受動喫
煙が原因で毎年1万5千人の人が亡く
なっています。

健康増進法の改正により2020年4月
から受動喫煙防止の取組が義務化さ
れ、飲食店やオフィス、事務所などは原
則屋内禁煙です。屋外に喫煙場所を設
ける場合も、周囲の人にたばこの煙を吸
わせることがないように配慮することが義
務付けられています。違反が発覚し、指
導等に従わない場合、罰則が適用され
ることがあります。

なお、2020年4月1日時点で営業し
ている経営規模の小さい飲食店では、経
過措置として喫煙可能室を設置する場
合、保健所への届出が必要です。

詳しくは西彼保健所までお問合せく
ださい。

～長与町国保加入者の皆さまへ～
交通事故などにあった場合は
届け出を!

問 健康保険課保険係 ☎801-5821

国保加入者が交通事故など第三者
(他人)による行為で負傷したり病気
になったりした場合は、保険証を使って
医療機関で治療を受けることができ
ますが、届出が必要です。

第三者行為による傷病の治療費は、
原則加害者が負担するものです。保険証
を使って治療を受けた場合は、自己負
分を除いた額を長与町国保が一時的に
立て替え払いをしますが、あとからその
治療費を加害者に請求することになり
ます。

届け出に必要な申請書などは、ホーム
ページからダウンロードできます。郵送
を希望の方はご連絡ください。

※通勤中や勤務中の負傷など労災
保険からの給付となる場合は、保
険証は使用出来ませんので勤務
先にご確認ください。

ヘルプマーク・ヘルプカードを
配布しています

申・問 福祉課障害者福祉係

☎801-5827

県障害福祉課 ☎895-2453

対 義足や人工関節を使用している方、
内部障害、発達障害、難病・妊娠・
認知症の方など

●ヘルプマーク

周囲の方に配慮を必要としている
ことを知らせ、援助が得やすくなる
ことを目的としたもの

●ヘルプカード

障害のある方が災害時
や緊急時など、周囲の人に
提示し、手助けを求め
ることを目的としたもの



寡婦福祉医療制度について

問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

寡婦の方が入院で支払った医療費の
一部を助成する制度です。助成を受け
るためには、まず受給者の資格申請が
必要です。申請に必要な書類は状況
により異なりますので、詳しくは
お問合せください。

対 以下の条件にすべて該当する方

- ・60歳以上70歳未満
- ・配偶者のいない女性で、かつて児
童を扶養していた方または未婚の
女性
- ・本人の前年度の所得税が非課税
- ・扶養義務者と同居していない
※前年の所得税が課税されてい
る方は対象外

内 助成の対象となる医療費

- ・病院1か所につき、1か月分の医療
費から以下の自己負担額を差し引
いた金額
- ・入院日数1日につき1,200円
- ・高額医療費や附加給付金など健康
保険から補助がある場合は、相当
額を差し引いた金額

障害者福祉医療費助成制度

申・問 福祉課障害者福祉係 ☎801-5827

支給対象者が医療機関で支払われた保険診療金額の一部を助成する制度です。助成を受けるためには、福祉課で認定手続きが必要です。(所得制限有)

- 対 ①身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
②特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方

長与町認知症カフェ「ながよみかんカフェ」

問 町社会福祉協議会 ☎883-7588
介護保険課包括支援係 ☎801-5822

●12月のテーマ クリスマス会

時 12月23日(金) 13時30分～15時30分

所 老人福祉センター大ホール 料 100円

他 コロナ感染状況によっては、中止となる場合があります。

環 境

一般家庭・公共施設からのもやせるごみ排出量・紙類の資源化量の比較

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

もやせるごみ

月	令和4年度	前年度比
10月分	536,380kg	▲8,400kg
累計	4,006,460kg	▲150,050kg

リサイクルできる紙類

分類	令和4年10月分	前年度比
段ボール	15,840kg	+470kg
新聞紙・チラシ	9,940kg	▲40kg
雑誌・ざつがみ	20,690kg	+1,560kg
紙パック	1,220kg	+140kg
合計	47,690kg	+2,130kg

これからも紙類をはじめとした資源化物のリサイクルにご協力いただき、ごみの減量化をすすめましょう!

冬季の節電のお願い

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

九州電力管内において、電気需要の高まりにより、今冬においても電力の安定供給が難しくなる可能性があります。

適切な暖房の使用など、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いします。

くらし

令和5年「新生活門松カード」販売中!

問 地域安全課 ☎801-5662

時 平日9時～17時

所 ・地域安全課(役場3階)
・ふれあいセンター
・南交流センター

料 1組(2枚)100円
※無くなり次第終了

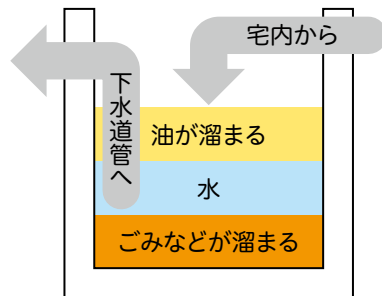


汚水枡の清掃は定期的に行いましょう

問 上下水道課 ☎801-5832

宅内の排水設備は、お住まいの方ご自身で管理していただくものです。

家庭から出たトイレ以外の排水は、汚水枡(トラップ枡)でごみや油を取り除いてから下水道管に流れます。そのため、汚水枡を放置すると、排水管の詰まりや悪臭の原因になります。ごみや油などは定期的にすくい取り、新聞紙などに包んで燃えるごみとして処分してください。



きれいな状態の枡

12月26日(月)は固定資産税・都市計画税第3期の納期限です

問 税務課固定資産税係 ☎801-5786

納期限までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。スマートフォンによるモバイル決済もできます。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

家屋の届出について

問 税務課固定資産税係 ☎801-5786

令和4年中に建物・車庫などの新築・増築・改築・解体をされた方で、建築確認申請(工事届)の提出や登記をされていない方は、税務課固定資産税係へ届け出てください。

特に、建物を解体された方で、届出がない場合、次年度も引き続き固定資産税が課税されることがありますので、解体後は速やかに届け出てください。

☑ 12月28日(水) (届出用紙は町ホームページからダウンロード可)

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

問 税務課固定資産税係 ☎801-5786

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産は、償却資産として固定資産税の対象となります。

事業の用に供することができる資産(例)

- 商店、事務所または工場などを経営している場合の機械類、事務機器類など
- 不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽等外構工事など
- 飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

令和5年1月1日時点で、このような資産を町内にお持ちの方、または貸付をしている方は、申告が必要です。

☑ 令和5年1月31日(火)

※12月中旬に文書を送付します。届かない場合はご連絡ください。(町ホームページからダウンロードできます)

※町では、公平・適正な課税のため、税務署調査のほか各種の調査を行っています。正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料または罰金などを課せられることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去にさかのぼって課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがあります。

12月14日(水)～23日(金)
令和4年
年末の交通安全県民運動

スローガン

「あぶないよ 青でもきちんと みぎひだり」

重点項目

- ① 飲酒運転などの悪質危険な運転の根絶
 - ② 歩行者の道路横断時の交通事故防止
 - ③ ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進
- ～ 守ろう交通ルール
高めよう交通マナー ～

町防犯協会では、消費者被害
防止を目的とした「消費生活
出前講座」を実施しています。

- 問** 地域安全課交通防犯係 ☎801-5662
- 対** 町内のおおむね15名以上の団体
(自治会、老人会など)
- 内** 悪質商法・ニセ電話詐欺防止講座
- 時** ⑨～⑮(祝日除く)10時～16時
1時間～1時間30分程度
- 所** 申込みされる団体でご準備していただきます。
- 料** 無料※会場確保の費用はご負担ください。
- 他** 詳しくはホームページをご確認いただくか、地域安全課へお問合せください。

新規就農相談会を
開催します

- 申・問** 産業振興課 (農業支援センター)
☎801-5836
- 年末年始に帰省される方など、普段来庁が難しい方も、この機会にぜひご相談ください。
- 時** 令和5年1月4日(水)13時30分～16時
- 所** 役場2階第1会議室
- 申** 電話にて事前申込み 12月23日(金)
- 他** 就農相談は随時受付中
(受付:平日8時45分～17時30分)

令和5・6年度建設工事等
競争入札参加資格
審査申請書の受付について

- 申・問** 契約管財課契約管財係
〒851-2185 嬉里郷659-1
☎801-5784
- 時** 受付期間
令和5年1月6日(金)～2月28日(火)
郵送の場合:2月28日(火)消印有効
- 受付時間**
平日9時～17時(12時～13時を除く)
- 申** 窓口または郵送で提出
提出要領および様式は、町ホームページの
入札・契約のページに掲載(ダウンロード可)

長崎都市計画事業高田南土地
区画整理事業の保留地処分に
係る一般競争入札について

- 問** 都市計画課区画整理係
〒851-2185 嬉里郷659-1
☎801-5839 ✉toshikei@nagayo.jp
- 長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業地内の保留地(宅地)を「一般競争入札」により売却します。
- 入札に参加するためには事前に申込みが必要です。
- 対** 個人または法人
- 申** 持参または郵送
申込期間 12月8日(水)～12月27日(火)
8時45分～17時30分
- 他** 詳しくは町ホームページをご覧ください
どうか、都市計画課区画整理係までお問合せください。

家計の見直し・生活改善相談会
ファイナンシャル・プランナー(FP)に
相談しましょう

- 問** 地域安全課 ☎801-5662
- 時** 令和5年1月17日(火) 9時～20時
- 対** 希望される方どなたでも
- 内** こんなことで悩んでいませんか?
以下に当てはまる方はぜひご相談を。
・多重債務(借金)を抱えていて返済が苦しい
・住宅ローンや教育費の支出が多い
・家計の収支を把握し、生活の基盤を整えたい
- 定** 先着10人
- 料** 無料
- 申** 相談までの流れ
1.電話または窓口で相談日の予約
2.相談日までに提出資料を記入
3.FPと相談者で今後の生活プラン、返済プランを策定
- 他** 解決事例
相談会を通して調査したところ、約100万円の過払い金を発見!弁護士を通して過払い金を回収し、税金の滞納を解消しました。

●ファイナンシャル・プランナーとは節約から、税金、住宅ローン、不動産、相続などのあらゆる「お金」に関することを熟知した専門家。収入と支出のバランスを考慮した計画を提案・アドバイスします。

人権相談・行政困りごと
なんでも相談

- 問** 総務課行政係 ☎801-5781
- 合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。
- 【人権相談特設相談・行政困りごと
なんでも相談】**
- **時** 12月6日(火) 10時～15時
所 長与町公民館
- **時** 12月13日(火) 13時～16時
所 北部地区多目的研修集会施設
- **時** 1月17日(火) 13時～16時
所 上長与公民館
- ※12月6日は、人権相談のみの実施となります。

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。

【常設人権相談所(長崎地方務局)】

- 時** 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分(祝日を除く)
- 所** 長崎地方務局 ☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。

長崎行政監視行政相談センター
☎849-1100

時津警察署からお知らせ
北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日(土)～16日(金)

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日～16日の1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題について理解を深め、国際社会を挙げて対処することが必要です。

事業承継に悩む 中小企業・小規模事業者の 課題の解決を支援します

問 長崎商工会議所
長崎県事業承継・引継ぎ支援センター
☎895-7080

- あらゆる事業承継についてワンストップで相談できる公的支援機関です。
- ・事業承継支援(親族・従業員・第三者)に関するご相談
 - ・事業承継診断
 - ・事業承継計画作成支援
 - ・M&Aマッチング支援
 - ・経営者保証解除に関する相談・専門家による支援 など

時 平日9時～17時 事前予約制
※年末年始、祝日除く

料 無料

全国の事業承継・引継ぎ支援事例はこちら▶



求 人

自衛隊「ソレ、誤解ですから」 動画のご紹介

問 琴海地域事務所 ☎884-2809

一般の方が誤解しているという自衛隊の真の姿を動画で紹介しています。「毎日きつそう」「先輩怖そう」「訓練についていけなさそう」といった、さまざまな誤解が解かれます。気になる方はぜひご覧ください。

「ソレ、誤解ですから」
動画はこちらから▶



臨時職員(給食調理員) 募集

申・問 町公共施設等管理公社事務局
(役場公用車庫2階)
☎883-1106

対 雇用時の年齢が18歳以上の方
(学生除く)

内 時 給 960円(令和4年度)
勤務時間 8時15分～16時15分
(休憩含む)

勤務場所 町内小学校、
長与南小学校給食共同調理場

勤務内容 学校給食調理

任用期間 原則として半年更新
※勤務成績により職員登用有

勤務日数 月10日～14日

休 日 土日祝日、給食が無い期間

申 登録申込書(公社事務局にあり)を
郵送または直接持参して提出
受付 9時～17時(土日祝日除く)
※随時面接

健康・福祉・介護

令和4年度第2回原爆被爆者健康診断を実施します

問 福祉課高齢者福祉係 ☎801-5826

対象の方は受診してください。指定日に受診できない場合は、日程表内であればいつでも受診できます。
なお、被爆二世の健診もできますが、受診票が必要です。ご希望の方は福祉課へ申請してください。

※第二種健康診断受診者証の方は受診できません。

※大腸がん検診を実施します。

※各公民館などの開館時間は、9時からです。皆さまのご協力をお願いします。

月	日	曜日	健診場所	受付時間	対象地区名
1月	13	金	北部地区多目的 研修集会施設	9時40分～11時	佐敷川内、舟津、上斉藤、川頭
				13時～14時	岡中央、馬込一本松、岡岬、前田川内・浜崎、毛屋白津、塩床
	16	月	ふれあいセンター (2階)	9時40分～11時	高田越、悠久荘、東高田、道ノ尾
				13時～14時	上平、下平、三根、緑ヶ丘、木場、大越、横平
	19	木	老人福祉センター (1階)	9時40分～11時	池山、皆前、日当野、まなび野東・西
				13時～14時	南田川内、定林、井手本、サニータウン北・南・東
	20	金	老人福祉センター (1階)	9時40分～11時	嬉里中央、三彩
				13時～14時	ニュータウン東・中央・西、嬉里谷
	25	水	ふれあいセンター (2階)	9時40分～11時	百合野、百合野第2
				13時～14時	百合野第1、西高田
	26	木	老人福祉センター (1階)	9時40分～11時	青葉台、フォーレツインキャッスル、北陽台、下高田
				13時～14時	南陽台、丸田谷、辻後、内園

要介護認定を受けている方への障害者控除対象者認定証明書の交付について

問 介護保険課 ☎801-5823

障害者手帳の交付を受けていない方でも、「65歳以上で要介護認定を受けている方」は所得税や住民税の控除(障害者控除)の対象となります。対象となる場合、申請により、控除を受けるための「障害者控除対象者認定証明書」を交付します。

確定申告時にこの証明書を提出することによって、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

対 申請の対象となる年の12月31日時点(基準日)において、要介護認定(要介護1～5)の認定を受けている65歳以上の方(ただし、対象者が対象年の途中で死亡した場合は、死亡日時点で判定)

※基準日以前に申請をした場合、基準日が認定期間内であれば、申請日時点での暫定の状況で発行します。基準日において、区分が変更となった場合は訂正の申告が必要となりますのでご注意ください。

内 【適用区分】

障害者控除対象者 : 要介護1～3
特別障害者控除対象者: 要介護4～5

申 窓口申請

来庁される方の身分証明書をご持参ください。

郵送による申請

町ホームページより申請用紙をダウンロード。必要箇所に記入のうえ、郵送。申請の際に、申請者の身分証明書の写しを添付してください。障害者控除対象者と認定された場合、対象者本人の住所(送付先が設定されている場合は送付先設定の住所)へ障害者控除対象者認定証明書を送付します。

介護保険のしくみ

問 介護保険課介護総務係 ☎801-5823

地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは、介護が必要な高齢者の方が、住み慣れた自宅や地域で、生活を継続しながら利用できる介護サービスです。町内施設は町民のみが利用できます(※注)。原則として他市町村の地域密着型サービスを利用することはできません。

※注 サービス利用開始時点で町内に継続して1年以上在住していること。

町内各施設で以下のサービスを受けることができます。

小規模多機能型居宅介護

通所(デイサービス)を中心に、必要に応じて訪問や泊まり(ショートステイ)のサービスを組み合わせて利用できます。

対 要支援1・2、要介護1～5の方

☆町内施設
かがやき (本川内郷2-3 ☎894-5555)
ぴーぶる長崎 (岡郷1657 ☎885-7117)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が共同生活をする住宅です。介護スタッフによる食事・入浴などのサービスを受けられます。

対 要支援2、要介護1～5の方

☆町内施設
サポートピア葉山 (高田郷2179-1 ☎855-2871)
どりーむ荘 (平木場郷517-5 ☎883-4100)
ながよ (嬉里郷592-1 ☎887-5810)
のぞみの杜 (吉無田郷1578 ☎887-3333)
みどりの岡 (岡郷1422-2 ☎813-4445)
夕陽の丘 (岡郷1669-1 ☎813-4385)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

対 要介護3～5の方

☆町内施設
かがやき (本川内郷2-3 ☎894-5555)

地域密着型通所介護

平成28年4月から小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行しました。定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

対 要介護1～5の方

☆町内施設
健康増進デイサービス ピーぶる長崎 (岡郷1657-1 ☎885-7117)
クローバー・ガーデン長与 (高田郷1240 ☎887-0003)
のぞみの杜 スヨさん家 (吉無田郷1646-2 ☎883-7138)
おかもと (吉無田郷2033-10 ☎883-1532)
アーネスト (岡郷1474-18 ☎883-8080)
エフ ステージ イオンタウン長与 daydream (北陽台1丁目2-1 ☎894-1104)

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

対 要介護1～5の方

☆町内施設
ここはの家 (吉無田郷647 ☎865-9672)

※各施設において利用定員や条件などもありますので、利用を希望される場合は各施設もしくは担当のケアマネジャーにご相談ください。